

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号	地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	北 1 十条地区 約 126.4ha (北区中央西部)	北 2 西ヶ原外大跡地周辺地区 約 30.9ha (北区南部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	建築物の不燃化や道路、広場等の整備により災害危険度の高い密集市街地の防災性の向上と良好な住環境の形成を図る。	東京外国語大学跡地の有効活用により、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を推進しつつ、地域の防災性の向上を図る。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	十条駅西口地区や幹線道路沿いでは、適正な土地の高度利用を促進し、商業、住宅及び業務の調和を図る。 木造住宅密集地域では、老朽住宅等の建替えを促進し、低中層住宅主体の土地利用を図る。	防災公園（外語大跡地公園）を中心に、その周辺の木造住宅密集地域の建築物の不燃化及び共同化を進めるとともに、土地の有効利用を図る。 また、延焼遮断帯を形成するため、幹線道路沿道の木造住宅密集地域の建築物の不燃化及び共同化を進めるとともに、土地の高度利用を図る。
c	建築物の更新の方針	十条駅西口地区や幹線道路沿いの建築物は、市街地再開発事業や都市防災不燃化促進事業等により不燃化及び高層化を図る。 木造住宅密集地域の建築物は、住宅市街地総合整備事業等により共同化・協調化等の建替えを誘導する。 また、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制により、耐火・準耐火建築物等への更新を図る。	木造住宅密集地域の建築物は、住宅市街地総合整備事業等により共同化・協調化等の建替えを誘導する。 また、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制により、耐火・準耐火建築物等への更新を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	補助 83 号線等の幹線道路、主要生活道路、防災広場、十条駅西口広場等の整備を図る。	防災広場、補助 81 号線等の幹線道路、主要生活道路及び細街路の整備を図る。
e	再開発推進のため必要に 応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 行政は、まちづくり協議会等を通じ、住民との協働によるまちづくりを推進する。 公共施設整備は公共が行い、不燃建築物への建替えは公民の協働により民間が行う。	行政は、まちづくり協議会等を通じ、住民との協働によるまちづくりを推進する。 公共施設整備は公共が行い、不燃建築物への建替えは公民の協働により民間が行う。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 沿道環境整備事業 環状 7 号線（事業中） 街路整備事業 補助 87 号線、補助 73 号線、補助 85 号線、北区画街路 7 号線、鉄道付属街路 1～6 号（事業中） 街路整備事業（一体開発誘発型） 補助 83 号線（事業中） 都市防災不燃化促進事業 補助 83 号線南・北、補助 73 号線、補助 85 号線（事業中） 市街地再開発事業（事業中） 防災街区整備事業（事業中）	住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 街路整備事業 補助 81 号線（事業中） 都市防災不燃化促進事業（事業中）
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	沿道地区計画「北区環状七号線」（決定済） 防災街区整備地区計画「上十条三・四丁目地区」（決定済） 地区計画「補助 83 号線周辺南地区」（決定済） 地区計画「十条駅西口地区」（決定済） 地区計画「補助 83 号線周辺北地区」（決定済） 地区計画「十条駅周辺西地区」（決定済） 地区計画「岸町二丁目地区」（決定済） 地区計画「十条駅周辺東地区」（決定済）	地区計画「西ヶ原地区」（決定済）
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 防災生活圈促進事業（完了） 不燃化推進特定整備地区	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 防災公園街区整備事業 西谷戸公園、外語大跡地公園（完了）

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	北 3 志茂東地区 約 117.5ha (北区北部)	北 4 赤羽西地区 約 7.9ha (北区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	建築物の不燃化や道路、広場等の整備を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図り、防災まちづくりを進める。	建築物の不燃化や道路の整備を図るとともに、住環境の整備と地域の防災性の向上を図る。
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	幹線道路、主要生活道路沿いの土地の高度利用と建築物の不燃化を進めるとともに、防災広場、主要生活道路及び細街路の整備を図る。	幹線道路沿いでは、適正な土地の高度利用を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。また、木造、老朽建築物等の不燃化及び共同化を進める。
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域の建築物は、住宅市街地総合整備事業等により共同化・協調化等の建替えを誘導する。 また、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制により、耐火・準耐火建築物等への更新を図る。	幹線道路沿いの建築物は、都市防災不燃化促進事業などにより不燃化及び高層化を図る。また、地域の建築物の共同化・協調化等の建替えを誘導する。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	防災広場、補助86号線等の幹線道路、主要生活道路及び細街路の整備を図る。	補助86号線等の幹線道路の整備を図る。
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	<p>1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 行政は、まちづくり協議会等を通じ、住民との協働によるまちづくりを推進する。公共施設整備は公共が行い、不燃建築物への建替えは公民の協働により民間が行う。</p> <p>2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 街路整備事業 補助86号線（事業中） 都市防災不燃化促進事業（事業中）</p> <p>3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 防災街区整備地区計画（決定済） 志茂三丁目9番地区防災街区整備事業（決定済）</p> <p>4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化促進特定整備地区</p>	<p>行政は、都市計画道路の事業説明と併せ、沿道の住民からまちづくりに関する意向を把握するとともに、防災まちづくりに資するルール作りの重要性を広報紙等により醸成し、防災まちづくりを推進する。 公共施設整備は公共が行い、不燃建築物への建替えは公民の協働により民間が行う。</p> <p>住宅市街地総合整備事業（拠点型）（事業中） 街路整備事業 補助86号線（事業中） 都市防災不燃化促進事業（事業中）</p> <p>特定防災街区整備地区（予定）</p> <p>不燃化促進特定整備地区</p>

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加

△・・・区域変更

番号	地区名	△北 5 堀船・栄町・上中里地区			
	面積 (ha)	約29.1ha			
	(おおよその位置)	(北区南東部)			
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	建築物の不燃化や道路の整備を図るとともに、住環境の整備と地域の防災性の向上を図る。			
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	幹線道路沿いでは、適正な土地の高度利用を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。 また、木造、老朽建築物等の不燃化及び共同化を進める。			
c	建築物の更新の方針	幹線道路沿いの建築物は、都市防災不燃化促進事業などにより不燃化及び高層化を図る。 また、地域の建築物の共同化・協調化等の建替えを誘導する。			
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	環状5-2号線、補助90号線、91号線等の幹線道路の整備を図る。			
e 再開発推進のため必要に応じて定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	公共施設整備は公共が行い、不燃建築物への建替えは公民の協働により民間が行う。			
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	街路整備事業 環状5-2号線 (一部完了) 街路整備事業 補助90号線 (事業中) 街路整備事業 補助91号線 (予定) 都市防災不燃化促進事業 (予定)			
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項				
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項				

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	北 1 十条地区 (北区中央西部)				北 2 西ヶ原外大跡地周辺地区 (北区南部)			
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地における延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能の確保を図るため、防災都市計画施設道路第2号から第8号までの未整備部分の整備を図る。 特に、「区部における都市計画道路の整備方針」の「第三次事業化計画」で位置付けられた優先整備路線については、周辺のまちづくりや沿道の不燃化を進めながら整備を図る。				密集市街地における延焼遮断機能・避難機能の確保を図るため、防災都市計画施設道路第4号の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	環状7号線	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助181号線
	防災都市計画施設道路	第2号	都市計画道路	補助85号線	防災都市計画施設公園	第2号	都市計画公園	外語大跡地公園
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路	第3号	都市計画道路	補助85号線支線1	防災都市計画施設公園	第3号	都市計画公園	西谷戸公園
	防災都市計画施設道路	第4号	都市計画道路	補助87号線	防災都市計画施設道路	第4号	都市計画道路	補助81号線
	防災都市計画施設道路	第5号	都市計画道路	補助83号線				
	防災都市計画施設道路	第6号	都市計画道路	補助73号線				
	防災都市計画施設道路	第7号	都市計画道路	北区画街路7号				
	防災都市計画施設道路	第8号	都市計画道路	北区画街路7号				
	防災都市計画施設道路	第9号	都市計画道路	鉄道付属街路1~6号				
	防災都市計画施設公園	第10号	都市計画公園	中十条二丁目公園				
	防災都市計画施設公園	第11号	都市計画公園	清水坂公園				
	防災公共施設道路	第1号	地区防災施設	地区防災道路1号	防災公共施設道路	第1号	地区防災施設	地区防災道路 第1号
	防災公共施設道路	第2号	地区防災施設	地区防災道路2号	防災公共施設道路	第2号	地区防災施設	地区防災道路 第2号
防災公共施設道路	第3号	地区防災施設	地区防災道路3号	防災公共施設道路	第3号	地区防災施設	地区防災道路 第3号	
防災公共施設道路	第4号	地区防災施設	地区防災道路4号	防災公共施設道路	第4号	地区防災施設	地区防災道路 第4号	
防災公共施設道路	第5号	地区防災施設	地区防災道路5号					
防災公共施設道路	第6号	地区施設	防災生活道路1号					
防災都市計画施設道路	第1号	幅員25~33m	延長約1.2km	防災都市計画施設道路	第1号	幅員12m	延長約1.0km	
防災都市計画施設道路	第2号	幅員18~30m	延長約2.0km	防災都市計画施設公園	第2号	面積約2.2ha		
防災都市計画施設道路	第3号	幅員12m	延長約0.03km	防災都市計画施設公園	第3号	面積約0.22ha		
防災都市計画施設道路	第4号	幅員18m	延長約0.1km	防災都市計画施設道路	第4号	幅員20m	延長約0.03km	
防災都市計画施設道路	第5号	幅員20~30m	延長約1.1km					
防災都市計画施設道路	第6号	幅員20~30m	延長約0.99km					
防災都市計画施設道路	第7号	面積約4,360㎡						
防災都市計画施設道路	第8号	幅員20m	延長約40m					
防災都市計画施設道路	第9号	幅員6~13.5m	延長約1km					
防災都市計画施設公園	第10号	面積約0.07ha						
防災都市計画施設公園	第11号	面積約2.1ha						

	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	幅員 7.2m～7.3m 延長約 70m 幅員 6.9m～ 15.0m 延長約 320m 幅員 6.0m～12.8m 延長約 130m 幅員 8.8m～9.1m 延長約 145m 幅員 6.6m～7.2m 延長約 350m 幅員 6.0m 延長約 130m	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号	幅員 8.0m～11.7m 延長約 180m 幅員 8.0m 延長約 310m 幅員 6.0m 延長約 220m 幅員 6.0m 延長約 140m
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設道路第2号：令和12年度まで 防災都市計画施設道路第3号：完成 防災都市計画施設道路第4号：令和3年度まで 防災都市計画施設道路第5号：一体開発誘発型街路事業の整備手法を導入し、沿道のまちづくりと不燃化を進めながら一体的に整備を図る。(令和5年度まで) 防災都市計画施設道路第6号：特定整備路線(令和7年度まで) 防災都市計画施設道路第6号から第8号まで：令和6年度まで(第6号は市街地再開発区域のみ) 防災都市計画施設道路第9号：令和13年度まで 防災都市計画施設公園第10号：完成 防災都市計画施設公園第11号：完成			防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設公園第2号：完成 防災都市計画施設公園第3号：完成 防災都市計画施設道路第4号：特定整備路線(令和7年度まで)		

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	北 1 十条地区	北 2 西ヶ原外大跡地周辺地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号から第6号までの沿道、防災都市計画施設公園第10号周辺においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を図る。 防災都市計画施設道路第6号から第8号までの周辺においては、駅前での防災性の向上を図るため、周辺の建築物の不燃化を図る。 防災都市計画施設公園第11号周辺においては、防災性の向上を図るため、周辺の建築物の不燃化を図る。	防災都市計画施設道路第1号及び第4号沿道においては延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を図る。 防災都市計画施設公園第2号及び第3号周辺においては防災性の向上を図るため、周辺の建築物の不燃化を図る。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号から第6号までの沿道、防災都市計画施設公園第10号周辺においては、中高層主体の耐火建築物の整備を図る。 防災都市計画施設道路第7号及び第8号周辺においては、まちのシンボルとなる中高層の施設建築物の整備を図る。 防災都市計画施設公園第11号周辺においては、低中層の準耐火建築及び耐火建築物の整備を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道においては低中層主体の準耐火建築及び耐火建築物の整備を図る。 また、第4号沿道においては中層主体の準耐火建築及び耐火建築物の整備を図る。 防災都市計画施設公園第2号及び第3号周辺においては低中層の準耐火建築及び耐火建築物の整備を図る。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号、第2号の一部、第3号、第4号の一部沿道においては、都市防災不燃化促進事業を完了している。 防災都市計画施設道路第2号の一部、第5号の一部沿道南側、第5号の一部沿道北側及び第6号では、都市防災不燃化促進事業を実施している(事業中)。 防災都市計画施設道路第6号から第8号までの周辺においては、市街地再開発事業を実施している(事業中)。	防災都市計画施設公園第2号周辺においては、防災性の向上を図るため、建物の建替えに合わせて不燃化を図る。 防災公園街区整備事業は平成21年度で完了している。

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	北 3 志茂東地区 (北区北部)				北 4 赤羽西地区 (北区北西部)			
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地における延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能の確保を図るため、防災都市計画施設道路第1号、第2号沿道の不燃化を促進する。				市街地における延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能の確保を図るため、防災都市計画施設道路第1号沿道の不燃化を促進する。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	放射10号線	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助86号線
	防災都市計画施設道路	第2号	都市計画道路	補助86号線				
	防災都市計画施設公園	第3号	都市計画公園	志茂町公園				
	防災公共施設道路	第1号	地区防災施設	地区防災道路 第1号				
	防災公共施設道路	第2号	地区防災施設	地区防災道路 第2号				
	防災公共施設道路	第3号	地区防災施設	地区防災道路 第3号				
	防災公共施設道路	第4-1号	地区防災施設	地区防災道路 第4-1号				
	防災公共施設道路	第4-2号	地区防災施設	地区防災道路 第4-2号				
	防災公共施設道路	第5号	地区防災施設	地区防災道路 第5号				
	防災公共施設道路	第6号	地区防災施設	地区防災道路 第6号				
	防災公共施設道路	第7号	地区防災施設	地区防災道路 第7号				
	防災公共施設道路	第8号	地区防災施設	地区防災道路 第8号				
	防災公共施設道路	第9号	地区防災施設	地区防災道路 第9号				
	防災公共施設道路	第10号	地区防災施設	地区防災道路 第10号				
	防災公共施設道路	第11号	地区防災施設	地区防災道路 第11号				
	防災公共施設道路	第12号	地区防災施設	地区防災道路 第12号				
	防災公共施設道路	第13号	地区防災施設	地区防災道路 第13号				
	防災公共施設道路	第14-1号	地区防災施設	地区防災道路 第14-1号				
	防災公共施設道路	第14-2号	地区防災施設	地区防災道路 第14-2号				
	防災公共施設道路	第14-3号	地区防災施設	地区防災道路 第14-3号				
	防災公共施設道路	第14-4号	地区防災施設	地区防災道路 第14-4号				
	防災公共施設道路	第15号	地区防災施設	地区防災道路 第15号				
	防災公共施設道路	第16号	地区防災施設	地区防災道路 第16号				
	防災公共施設道路	第17号	地区防災施設	地区防災道路 第17号				
	防災公共施設道路	第18号	地区防災施設	地区防災道路 第18号				
	防災公共施設道路	第19号	地区防災施設	地区防災道路 第19号				
	防災公共施設道路	第20号	地区防災施設	地区防災道路 第20号				
	防災公共施設道路	第21号	地区防災施設	地区防災道路 第21号				
防災公共施設道路	第22号	地区防災施設	地区防災道路 第22号					
防災公共施設道路	第23号	地区防災施設	地区防災道路 第23号					
防災公共施設道路	第24号	地区防災施設	地区防災道路 第24号					
防災公共施設道路	第25号	地区防災施設	地区防災道路 第25号					
防災公共施設道路	第26号	地区防災施設	地区防災道路 第26号					
防災公共施設道路	第27号	地区防災施設	地区防災道路 第27号					

	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設公園	第1号 第2号 第3号	幅員27m 延長約2.0km 幅員20m 延長約0.6km 面積約0.27ha	防災都市計画施設道路	第1号	幅員20m 延長約1.05km
	防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号 第4-1号 第4-2号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14-1号 第14-2号 第14-3号 第14-4号 第15号 第16号 第17号 第18号 第19号 第20号 第21号 第22号 第23号 第24号 第25号 第26号 第27号	幅員6.0m 延長約110m 幅員4.0m~5.4m 延長約150m 幅員6.0m 延長約135m 幅員6.0m 延長約90m 幅員6.0m 延長約120m 幅員4.0m~4.6m 延長約225m 幅員6.0m 延長約50m 幅員6.0m 延長約290m 幅員6.0m 延長約30m 幅員6.0m 延長約250m 幅員6.0m 延長約100m 幅員4.0m~5.5m 延長約160m 幅員4.4m~4.6m 延長約110m 幅員6.0m~13.1m 延長約1220m 幅員6.0m 延長約70m 幅員4.0m~4.9m 延長約120m 幅員6.0m 延長約34m 幅員4.0m~5.9m 延長約426m 幅員6.4m~6.5m 延長約155m 幅員4.5m~5.8m 延長約80m 幅員6.0m~10.9m 延長約710m 幅員7.2m~8.6m 延長約290m 幅員10.0m 延長約230m 幅員6.0m~6.6m 延長約160m 幅員5.9m 延長約70m 幅員6.1m~7.1m 延長約515m 幅員6.0m~7.0m 延長約430m 幅員7.0m~7.4m 延長約565m 幅員5.3m 延長約125m 幅員6.1m~10.1m 延長約125m 幅員11.8m~19.0m 延長約620m			
c	当該防災公共施設の配置及び規模					
d	当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号: 完了 防災都市計画施設道路第2号: 特定整備路線 (令和7年度まで)		防災都市計画施設道路第1号: 特定整備路線 (令和7年度まで)		

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	北 3 志茂東地区	北 4 赤羽西地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道においては延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を図る。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては中層主体の準耐火建築及び耐火建築物の整備を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道においては中層主体の準耐火建築及び耐火建築物の整備を図る。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号においては、都市防災不燃化促進事業を完了している。 防災都市計画施設道路第2号においては、都市防災不燃化促進事業を実施している（令和7年度まで）。	防災都市計画施設道路第1号においては、都市防災不燃化促進事業を実施している（令和7年度まで）。

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	△北 5 堀船・栄町・上中里地区 (北区南東部)							
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地における延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能の確保を図るため、防災都市計画施設道路第1号から第3号までの沿道の不燃化を促進する。							
b 整備する防災公共施設の種類の	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	環状5-2号線				
	防災都市計画施設道路	第2号	都市計画道路	補助90号線				
	防災都市計画施設道路	第3号	都市計画道路	補助91号線				
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路	第1号	幅員35m 延長約0.84km					
	防災都市計画施設道路	第2号	幅員30m 延長約0.12km					
	防災都市計画施設道路	第3号	幅員27m 延長約0.21km					
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：令和4年度まで 防災都市計画施設道路第2号：令和4年度まで 防災都市計画施設道路第3号：未定							

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	北 5 堀船・栄町・上中里地区							
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号から第3号までの沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を図る。							
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号から第3号までの沿道においては、中高層主体の準耐火建築及び耐火建築物の整備を図る。							
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号から第3号までの沿道においては、都市防災不燃化促進事業を実施予定している（時期未定）。							